

知らないではすまない!

「労働基準法」基礎実務対策講座

1. 労働基準法を学ぶ前に理解すべきポイント

- (1) 労働基準法の成り立ち・憲法との関わり
- (2) 社会法としての労働基準法 (3) 立法趣旨とは?
- (4) 強行法規・労働基準監督官の司法警察権
- (5) 罰則からたどる、労働基準法が守る価値
- (6) 労働基準法と労働契約法・民法、それぞれの守備範囲

2. 労働契約

- (1) 労働契約の始期
 - ① 労働基準法の守備範囲
 - ・労働基準法違反契約の効力
 - ・労働条件の明示
 - ② 労働契約法・民法の守備範囲
 - ・労働契約上の権利義務
- (2) 労働契約の終了
 - ① 労働基準法の守備範囲
 - ・解雇制限
 - ・解雇予告
 - ② 労働契約法・民法の守備範囲
 - ・解雇権濫用
 - ・労働契約終了の申し出と合意

3. 賃金

- (1) 賃金の支払と実務 (2) 割増賃金と36協定

4. 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇

- (1) 労働時間制のしくみ

(2) 変形労働時間制

- ① 一箇月単位の変形労働時間制 ②フレックスタイム制
- ③ 一年単位の変形労働時間制
- ④ 一週間単位の変形労働時間制

(3) 裁量労働制

- ① 専門業務型裁量労働制 ② 企画業務型裁量労働制

(4) 時間外及び休日労働

- ① 割増賃金 ② 36協定・特別条項
- ③ 事業場外労働のみなし労働時間制

(5) 休憩・休日

- (6) 年次有給休暇

5. 年少者・女性の労働基準

6. 災害補償と労災保険・民事賠償

- (1) 災害補償と労災保険の関係
- (2) 災害補償・労災保険と民事賠償の関係

7. 就業規則

- (1) 就業規則の効力 (2) 規定の見直しポイント

8. 労使紛争未然防止の視点

- (1) 労使トラブルの現状 (2) 過重労働による健康被害防止対策
- (3) メンタルヘルス対策 (4) セクハラ・パワハラ防止対策

とき

平成22年 **8月24日(火)** 13時30分～17時

ところ

広島商工会議所 3階 306号会議室

広島市中区基町5-44 駐車場はありません。

参加料

会員(広島商工会議所) 5,000円、一般 10,000円

※当日ご持参ください。(テキスト代・消費税を含みます)

■本件に係る連絡先(お申込み先) ■ ■ ■ ■ ■

広島商工会議所 人材開発チーム【担当：田中】

〒730-8510 広島市中区基町5-44

(082) 222-6691 FAX (082) 222-6006

E-mail: tanakaa@hiroshimacci.or.jp

講師

合同会社 アルファ経営 代表社員 砂口たくし氏
(中小企業診断士・特定社会保険労務士)

◆プロフィール◆ 広島大学法学部卒。建設会社等に勤務の後、平成15年に独立。現在、企業の労務管理指導及び経営支援を行う地域のエキスパートとして活躍中。労務管理をはじめ、安全衛生や組織改革、経営戦略策定、就業規則策定などを得意とする。労使間トラブルを未然に防止するためのノウハウ・諸方策を多数持ち、その的確な助言・指導は多くの企業から高い評価を得ている。広島県中小企業再生支援協議会専門スタッフ。



申込方法

参加申込書によりFAXまたは郵送にてお申込みください(講座実施日の3週間前より順次受講証をお送りいたします)。※会場定員数に到達次第、申込受付を終了いたしますので、お早めにお申込みください。

FAX (082) 222-6006
広島商工会議所 人材開発チーム 田中行き

人事・労務をめぐる諸問題への対応講座①

「『労働基準法』基礎実務対策講座」参加申込書

会社	名称	-----		
	所在地	〒 -----		
	TEL	() -	FAX	() -
	業種			
	備考	会員(広島商工会議所) ・ 一般 (該当をO印で囲んでください)		

氏名	所属部署	役職
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
参加料(@ _____ 円) × (_____ 名) = (¥ _____ 円)		

※本申込書にご記入いただきました情報は、本事業における本人確認、参加者名簿・参加料請求書・受講証の作成、本所からの各種連絡・情報提供のために使用いたします。